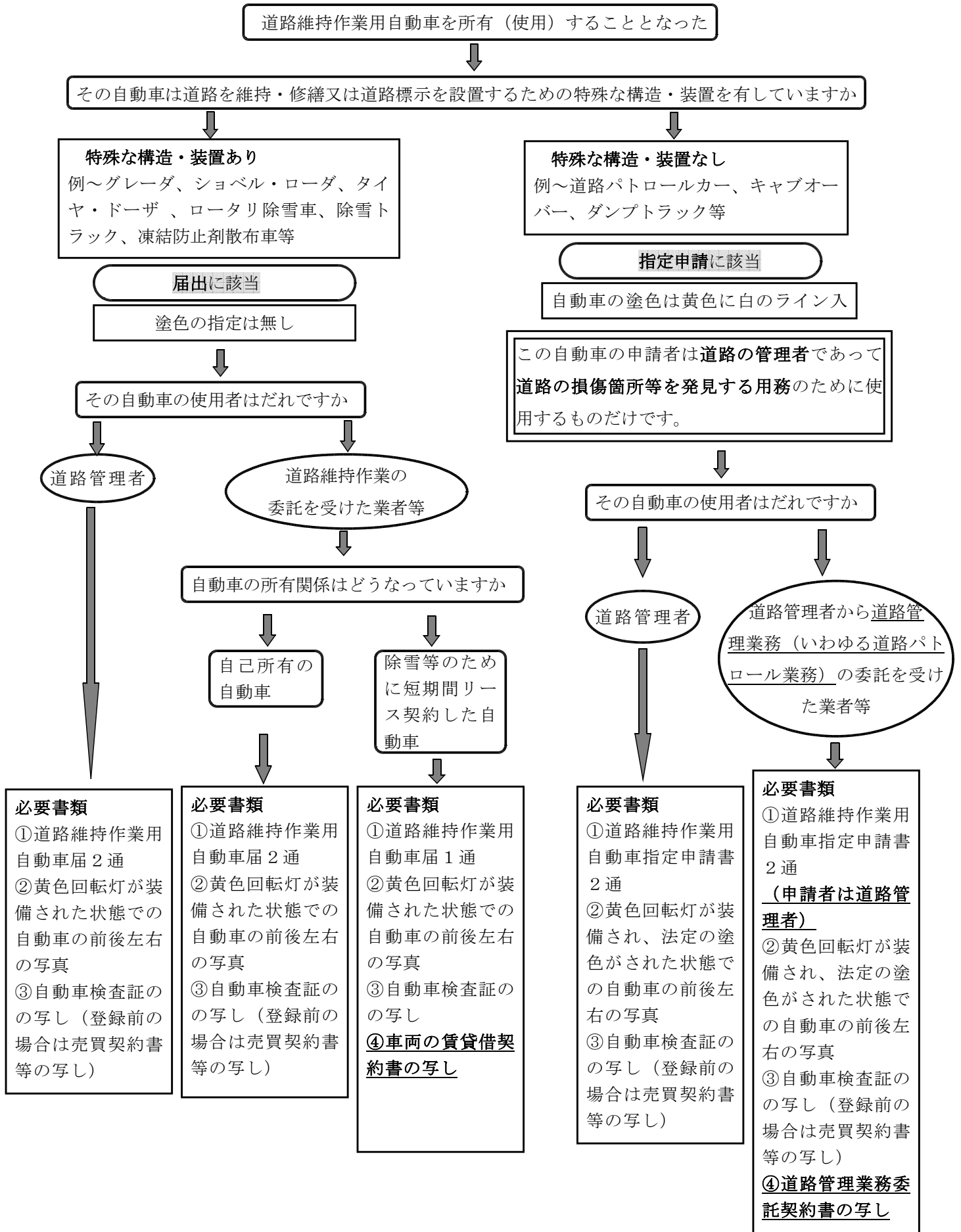


道路維持作業用自動車の指定申請・届出区分フローチャート



(道路維持作業用自動車指定申請・届出区分フローチャート注意事項)

○新車等の場合

※新車又は中古車を購入するなど自動車検査登録前の自動車の場合は、車両の所有者（使用者）となることを証明する書類（売買契約書等）の写しを持参して提示してください。

○小型特殊自動車の場合

※小型特殊自動車の場合は、自動車検査証の代わりに市町村が発行する標章交付証明書の写しを提出してください。

※小型特殊自動車の場合は、道路維持作業用自動車届は1通でかまいません。

○リースの場合

※リースの場合で、再リースの場合はその自動車の本来のリース元業者（貸主）までの賃貸借契約書の写しも提出してください。

※リースの場合は、作業期間限定の届出確認証を交付することとなります。

○除雪トラックの場合

※規制緩和により、スノウプラウ等の除雪装置を取り付けることができることとなった除雪トラック等については、道路管理者以外の委託業者が使用する自動車の場合は届出に該当し、除雪装置取付時のみ有効の届出確認証を交付することとなります。

○その他

※このチャートはすべての道路維持作業用自動車に対応しているものではありませんので、受理できない場合や追加の書類を提出していただく場合があります。

不明な点は警察署又は警察本部交通企画課にお問い合わせください。